

# 第2期横浜市 子どもの貧困対策に関する計画 素案(概要版)

【意見募集】みなさまのご意見をお寄せください

募集  
期間

令和3年6月11日(金)から  
令和3年7月9日(金)まで

## 目次

第1章 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について	1
第2章 本市における子どもの貧困の状況について	2
第3章 本市の子どもの貧困対策	3
第4章 子どもの貧困対策に関する取組	4
子どもの貧困対策の基盤—子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進	4
主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る	5
主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援	5
主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援	5
主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援	6
第5章 計画の推進体制等について	6

## 子どもの貧困対策について

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。改正法は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

横浜市では、平成28年に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、教育・福祉・子育て支援等の様々な取組を進めています。このたび、計画期間終了に伴い、第2期計画の策定に向けて、「計画素案」をとりまとめました。この「計画素案」について、みなさまからの声を反映し、計画を策定していきますので、是非ご意見をお寄せください。

# 第1章 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について

## 1 計画の趣旨

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画として、令和元年度に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画 2018-2021」や「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第3期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方を基に、子どもの貧困対策に資する取組について整理し、今後5か年で取り組む施策について示していくものです。

## 3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## 4 計画の対象

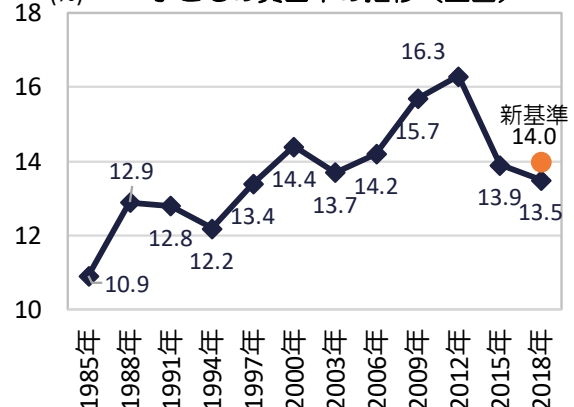
生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより困難を抱えやすい状況にある子ども・若者とその家庭

### 子どもの貧困率（国民生活基礎調査）

子どもの貧困に関する指標である子どもの貧困率は、OECDの基準に基づき、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得<sup>※1</sup>が、貧困線<sup>※2</sup>に満たない子どもの割合とされています。

厚生労働省が発表している平成30（2018）年の全国の子どもの貧困率は13.5%（新基準<sup>※3</sup>においては14.0%）となっており、約7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす相対的貧困の状態にあるとされています。

子どもの貧困率の推移（全国）



出所) 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

※1：世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した所得

※2：国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を低い順から並べて中央値を算出し、その半分の金額を貧困線としている。

※3：平成27（2015）年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準（従来の可処分所得から更に自動車税や企業年金の掛金、仕送り額等を差し引いたもの）を基に算出した子どもの貧困率

## 第2章 本市における子どもの貧困の状況について

計画の策定にあたり実施した調査等により、次の課題を把握しました。

### 1 経済的困窮がもたらす様々な影響

- 経済的困窮は、生活必需品が買えない等の生活面の格差だけでなく、医療サービスを受けないこと等による健康格差や、精神面でも余裕がなくなるなど、様々な影響を与えています。また、経済的基盤の確立には安定した雇用の確保が不可欠ですが、特にひとり親家庭においては、非正規雇用の割合が高く、困窮している世帯が相対的に多くなっています。
- 全ての家庭が安心して子育てができる環境を整えるため、生活の安定のための経済的支援や自立に向けた就労支援、多様な保育・教育ニーズへの対応、育児の不安や負担感を軽減するための養育支援等が非常に重要となります。

### 2 子どもの学力や進学機会の格差

- 経済的に困窮している世帯では、家庭環境や保護者の養育力不足等による子どもの生活・学習習慣の欠如や、進学費用等の問題から将来の進路が狭まってしまうといった状況が見られます。
- 全ての子どもに対し、小・中学校における自立に向けた基礎学力の向上の取組や、地域との協働による放課後等の学習支援を進めていくことが必要です。また、経済状況や養育環境に課題を抱える世帯で育つ子どもに対する生活・学習支援や、奨学金による進学支援等の充実が求められています。

### 3 子どもの孤立と自己肯定感の低下

- 放課後に一人で過ごすなど、孤立しがちな子どもは自分に自信がなく、自己肯定感が低いといった状況が見られており、困難に立ち向かう力が弱い傾向にあります。
- 家や学校以外で子どもが安心して過ごすことができ、様々な世代とつながることのできる居場所の重要性は高まっていると考えられます。地域の主体性を尊重しながら、行政として地域の活動をしっかりと下支えしていくことがこれまで以上に求められています。

### 4 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭

- 困難を抱えている子どもや家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、本人や家族に自覚がない場合や、地域との関わりや制度の利用を望まない場合があります。
- 支援や見守りにあたっては、子どもや保護者の気持ちに配慮しながら寄り添い、支援につなげていく必要があり、見守る人のすそ野を広げる取組や、支援に関わる一人ひとりの感度やスキルを高める取組が非常に重要となります。

### 5 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因

- 配偶者との離別や死別、虐待、保護者の疾病や障害、外国籍であることによる言語の不自由さ等、子どもの貧困の背景には子どもや家庭を取り巻く様々な社会的要因が複雑に絡み合っている場合があります。
- 子どもや家庭が抱えている課題は一様ではなく、子どもの貧困対策を進めていく上では、個々に寄り添った多面的な支援が必要となります。

### 6 新型コロナウイルス感染症の影響

- 感染症の拡大に伴う失職や労働時間の減少等による収入減により、経済的な理由で食料や衣料、生理用品等の必需品が買えない世帯の増加が懸念されます。また、家庭の経済状況等に関わらず、子どもの学力や生活習慣、精神状態への影響も見られます。
- 引き続き、教育・福祉・子育て支援等の総合的な取組の充実を図るとともに、社会情勢を注視しながら、随時、施策の検討や各取組の拡充を行う必要があります。

# 第3章 本市の子どもの貧困対策

本市における子どもの貧困の状況や課題を踏まえ、5か年の計画期間における、基本目標、施策展開にあたっての基本的な考え方や施策体系等を次のとおり整理しました。

## 基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。

子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

## 施策展開にあたっての基本的な考え方

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防がなければなりません。

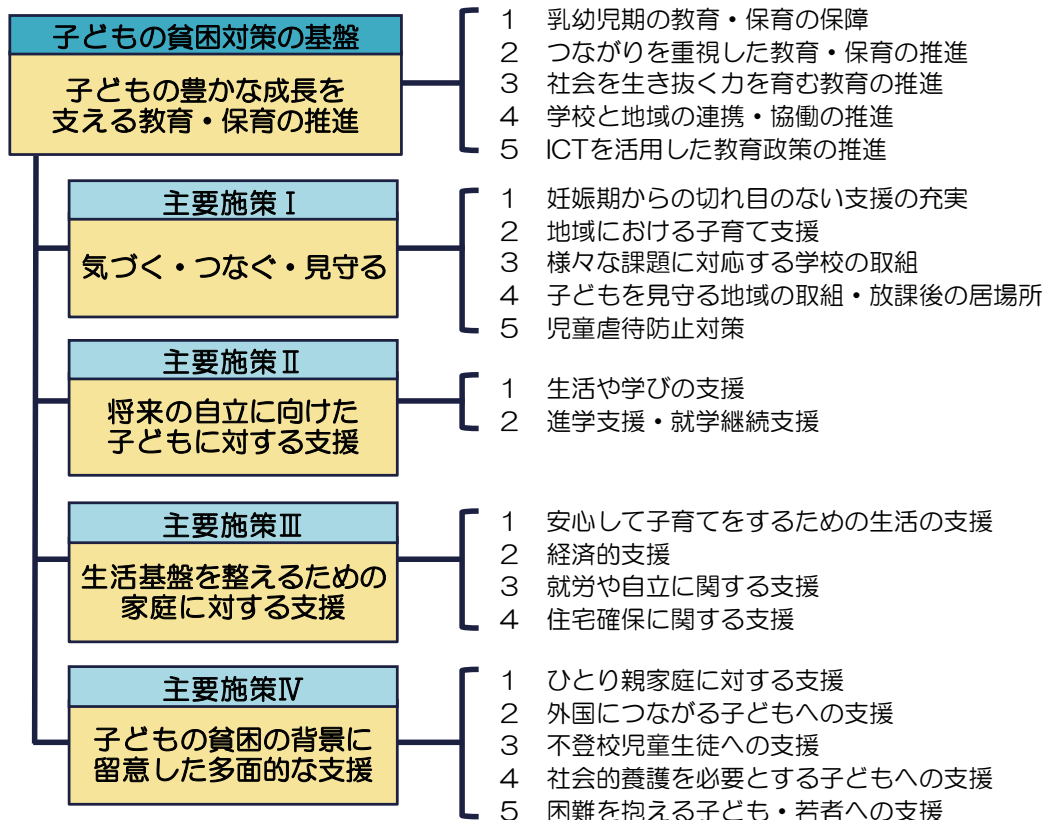
国や県との役割分担のもと、子どもや家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

### 取組の視点

- 1 貧困の連鎖を断つ
- 2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制が届く仕組みづくり
- 3 子どもへの貧困の背景にある様々な社会的要因を踏まえた支援の充実
- 4 社会全体での子どもの貧困対策の推進

## 施策の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤に据えるとともに、子どもの貧困対策として実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めるため、4つの主要施策に沿って取組を進めます。





## 計画の進捗状況の把握

計画に基づく取組を推進することにより、基本目標の実現につながる環境が整えられているかという視点から、子どもの成長段階等に応じて目標値を設定し、計画の進捗状況を把握する手立ての一つとします。

対象	指標	直近の現状値	目標値(令和7年度)
妊娠期	妊娠届出のうち、妊娠 11 週以下での届け出の割合	94% (令和元年度)	95%以上
未就学期	保育所等待機児童数	16 人 (令和3年4月)	0 人(毎年4月)
未就学期・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	81.7% (令和2年度)	93.6%
小学生	寄り添い型生活支援事業の実施か所数	17 か所 (令和2年度)	23 か所
小・中学生	放課後学び場事業実施校数 (中学校)	59 校 (令和2年度)	94 校※
	スクールソーシャルワーカーが行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	82.3% (令和2年度)	80%以上
中学生	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率 (高等学校等進学者数/卒業者数)	97% (令和元年度)	99%
高校生	市立高等学校における就学継続率 (卒業者数/入学者数)	94% (令和2年度)	95%
	市立高等学校における卒業時の進路決定率 (進路決定者数/卒業者数)	99.7% (令和2年度)	99%以上
社会的養護を必要とする子ども	退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	15 件 (令和元年度)	50 件
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,198 人 (令和元年度)	1,800 人
ひとり親	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうち就労者数	337 人 (令和元年度)	2,000 人 (令和3~7年度累計)

※第3期横浜市教育振興基本計画の目標値 (計画期間:平成30年度~令和4年度)

## 第4章 子どもの貧困対策に関する取組

### 子どもの貧困対策の基盤

### 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進

教育・保育は、経済的な困窮状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを含めた全ての子どもに対する営みであり、その中で子どもたちに必要な力を育むことが、子どもの貧困対策の基盤となるものと考えます。

家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることにより、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

#### 主な取組

#### 1 乳幼児期の教育・保育の保障

- 保育・幼児教育の場の確保
- 保育・幼児教育を担う人材の確保
- 保育・幼児教育の質の向上
- 幼児教育・保育の無償化の推進

#### 2 つながり重視した教育・保育の推進

- 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続

#### 3 社会を生き抜く力を育む教育の推進

- 一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上
- 人権教育の推進 ● 特別支援教育の推進
- 社会と連携した自分づくり教育 (キャリア教育) の推進

#### 4 学校と地域の連携・協働の推進

- 学校運営協議会の設置推進
- 地域学校協働活動の推進

#### 5 ICT を活用した教育政策の推進

- GIGA スクール構想の推進

## 主要施策Ⅰ

## 気づく・つなぐ・見守る

### 施策の方針

妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで、困難を抱える子ども・若者、家庭に保育所、幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中でいち早く気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、早期に支援につなげていきます。

地域の中で困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

### 主な取組

#### 1 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

- 横浜市版子育て世代包括支援センターによる支援
- 妊娠・出産相談支援事業 ● 妊婦健康診査事業

#### 2 地域における子育て支援

- 地域子育て支援拠点事業
- 親と子のつどいの広場事業 ● 子育て支援者事業
- 地域子育て支援スタッフの育成

#### 3 様々な課題に対応する学校の取組

- 児童生徒支援体制の充実
- スクールソーシャルワーカーの活用推進・育成体制強化、関係機関との連携強化

#### 4 子どもを見守る地域の取組・放課後の居場所

- 放課後児童健全育成事業
- 地域における子どもの居場所づくり
- プレイパーク支援事業
- 青少年の地域活動拠点づくり事業
- 民生委員・児童委員による見守りや相談活動等

#### 5 児童虐待防止対策

- 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 「こども家庭総合支援拠点」機能の整備
- 児童相談所の機能強化
- かながわ子ども家庭110番相談LINE

## 主要施策Ⅱ

## 将来の自立に向けた子どもに対する支援

### 施策の方針

養育環境等に課題がある子どもに対する生活支援や高校進学のための学習支援、地域における多様な体験活動等を通じて、将来の社会的、経済的自立に必要な知識・能力及び社会性等を身に付けます。

学校や区役所における相談支援や、奨学金等の経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

### 主な取組

#### 1 生活や学びの支援

- 寄り添い型生活支援事業 ● 放課後学び場事業
- 寄り添い型学習支援事業
- 地域の居場所における体験や学習機会の充実

#### 2 進学支援・就学継続支援

- 教育支援事業 ● 高等学校奨学金
- 就学支援金・学び直し支援金
- 高等教育の修学支援新制度

## 主要施策Ⅲ

## 生活基盤を整えるための家庭に対する支援

### 施策の方針

子育て家庭の様々なニーズに対応した一時保育事業等や、育児に不安や課題等を抱える家庭に対する支援等により、保護者の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。

生活基盤の弱い世帯等に対する経済的支援や就労支援等により、家庭の自立を促進します。

### 主な取組

#### 1 安心して子育てをするための生活の支援

- 多様な「保育・教育」ニーズへの対応
- 横浜子育てサポートシステム事業
- 育児支援家庭訪問事業 ● 養育支援家庭訪問事業
- 横浜型児童家庭支援センター

#### 2 経済的支援

- 児童手当 ● 就学奨励事業 ● 小児医療費助成

#### 3 就労や自立に関する支援

- 生活保護 ● 被保護者自立支援プログラム事業
- 生活困窮者自立支援事業

#### 4 住宅確保に関する支援

- 市営住宅申込時の優遇
- 住宅セーフティネット事業 ● 住居確保給付金



## 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画素案について

# 市民のみなさまのご意見を募集します

募集期間：令和3年6月11日(金)から7月9日(金)まで

ご意見は、いずれかの方法でお寄せください。宛先／横浜市こども青少年局企画調整課  
素案の詳細は、ホームページをご覧ください。

横浜市 子どもの貧困対策

検索

### ①ご意見受付フォーム

右のQRコードから、  
アクセスしてください。



### ②電子メール

kd-iken@city.yokohama.jp

### ③FAX

045-663-8061

### ④郵送(当日消印有効)

下記のハガキ(切手不要)

郵便はがき

料金を受取人払郵便

横浜港局  
承認

7232

差出有効期間

令和3年  
7月31日まで  
(切手不要)

231-8790

005

横浜市中区本町6-50-10  
横浜市こども青少年局  
企画調整課 行

見本

◆以下は差支えない範囲でご記入ください。

【性別】 男・女・その他

【年代】 歳代

【子どもの有無】 有・無

※子ども有の方のみ、二番下のお子さんの年齢に○  
0～6歳・7～12歳・13～18歳・19歳以上

提出にあたっては、次のことをご記入ください

① 性別 ② 年代 ③ 子どもの有無 ④ ご意見

ご留意いただきたいこと

いただいたご意見については、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方としてとりまとめ、後日、公表します。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご遠慮ください。

この意見募集でお寄せいただいたご意見は、内容を検討の上、「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」策定の参考とさせていただきます。

ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス・FAX番号等の個人情報、『横浜市個人情報の保護に関する条例』の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

今後のスケジュール(予定)

令和3年7月 意見募集終了

令和3年9月 計画策定、結果公表

お問い合わせ・ご意見の提出先

横浜市こども青少年局企画調整課

住所：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-4281

FAX：045-663-8061

電子メール：kd-iken@city.yokohama.jp